

住居表示実施区域の皆様へ

令和8年1月26日（月曜日）から住所の表し方が変わります。

住所を分かりやすくするために、田上町及び五ヶ別府町の各一部に住居表示を実施しました。令和8年1月26日以降は、新しい住所を使用することになりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

1. 新しい住所等の表し方

① 住居表示（住所）

【変更前】

田上町及び五ヶ別府町 ○○○○番地○



【変更後】

西陵八丁目 ○○番 ○○号

※新しい住居表示（住所）は、「新しい住居表示について（お知らせ）」にて、各世帯に通知済みです。

※住民票、免許証等に（ ）書きでアパート、マンション名、部屋番号などが「方書」として記載されている場合は、新しい住居表示に「方書」部分を付けて、「西陵八丁目○○番○○号（△△マンション△△△号室）」という表示が新しい住所となります。

② 本籍の表示、登記簿（不動産）の表示

【変更前】

田上町及び五ヶ別府町 ○○○○番地○



【変更後】

西陵八丁目 ○○○○番地○

※本籍が変更になる方は、市民課より「本籍の変更について（お知らせ）」が届きます。

※不動産登記簿の表題部（土地、建物の表示）の変更については、市役所が法務局に書き換えを依頼します。

※所有権、抵当権者等の住所は、本人の申請がなければ変わりません。

2. 住所変更の手続きについて

① 手続きの必要がないもの

市役所で管理している、住民票、戸籍簿、印鑑登録簿、固定資産台帳、選挙人名簿などは、市役所で必要な部分の書き換えを行います。

既に交付されているマイナンバーカード、国民健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、敬老パスなどの住所の欄については、市役所の窓口で書き換えを行いますので、市役所においての際に各窓口までご持参ください。なお、国民健康保険の資格情報のお知らせは、住所の記載がありませんのでご持参不要です。後期高齢者医療資格確認書は、ご自身で裏面に新しい住所をご記入ください。

② 手続きが必要なもの

ご本人が住所変更の手続きを行っていただくものについては、裏面の別表を参照してください。

住所の変更手続きには、同封されている「**住居表示変更証明**」をご利用ください。枚数が不足する場合は、土地利用調整課住居表示係（216-1384）までご連絡ください。無料で発行します。

3. 郵便について

令和8年1月26日以降は、新しい住所を使用してください。当分の間、旧住所でも配達されます。

住居表示実施により、郵便番号も以下のとおり変更になります。

【新しい郵便番号】 〒890-0032（西陵八丁目）

《ご本人が住所変更の手続きをしていただく主なもの》

住所変更を要するもの	手続き内容	手続き先	手続き期限	摘要	要
自動車運転免許証  	住所及び 本籍の 変更	交通安全教育センター ☎266-0111 警察署（交番・駐在 所では受け付けて おりません。）	1/26 以降 なるべく早い 機会に	①運転免許証 ②住居表示変更証明 ③本籍の変更について〔本籍を変更する方のみ〕 ※「本籍の変更について（お知らせ）」は1月26日以降に、市民課より本籍が 変更になる筆頭者のみに送付します。	
自動車検査証 (車検のある自動二輪 を含む) 	住所及び 使用本拠 の変更	鹿児島運輸支局 登録手続案内 ☎050-5540-2089 軽自動車検査協会 鹿児島事務所 ☎050-3816-1761	次回車検時 又は 必要が生じた とき	①申請書（窓口記入） ②住居表示変更証明 ③自動車検査証 ※詳細は鹿児島運輸支局、又は軽自動車 検査協会にご確認ください。	
預貯金通帳 	住所変更	各金融機関	1/26 以降 なるべく早い 機会に	変更証明が必要でない場合もあります。 各金融機関に手続きに必要なものをご 確認ください。	
企業年金 (受給者の場合) 	住所変更	企業年金 の各窓口へ	1/26 以降 なるべく早い 機会に	変更証明が必要でない場合もあります。 各企業年金に手続きに必要なものをご 確認ください。厚生年金・国民年金・共 済年金は手続きの必要はありません。	
生命保険 火災保険 クレジットカード 	住所変更	各保険会社 各クレジット会社	1/26 以降 なるべく早い 機会に	変更証明が必要でない場合もあります。 各会社に手続きに必要なものをご確認 ください。	
電気、ガス 電話 	住所変更	各契約先	————	各契約先に手続きに必要なものをご確認ください。	
各種免許・許認可証	住所変更	発行元の行政機関	必要が生じた とき	発行元の行政機関等に手続きに必要な ものをご確認ください。	
商業登記簿 法人登記簿  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">登記関係手続きを 司法書士等に依頼さ れた場合は別途報酬 が必要となります。 ご注意ください。</div>	会社の本 店、支店の 所在地 及び 役員の住所 変更	鹿児島地方法務局 法人登記部門 ☎219-2100	1/26 以降 2週間以内	①変更登記申請書 ②住居表示変更証明 ③印鑑（代表取締役の法務局登録印） ④委任状（代理人による場合） (住居表示に伴う住所の変更は、上記②の住 居表示変更証明の添付で登録免許税免除)	
不動産登記簿 	不動産の所 有者及び 抵当権者の 住所変更	鹿児島地方法務局 不動産登記部門 ☎219-2100	売買、譲渡、抵 当権設定など必 要が生じたとき (2年以内)	①登記申請書 ②住居表示変更証明 ③印鑑（認印でも可） ④委任状（代理人による場合） (住居表示に伴う住所の変更は、上記②の住 居表示変更証明の添付で登録免許税免除)	

※水道契約の住所変更につきましては、市水道局に連絡は不要ですが、その他は各契約先に連絡
が必要です。株式会社上野城は上野城水道事業部（☎281-6100）に連絡が必要です。

鹿児島市役所 土地利用調整課 住居表示係 (市役所東別館 8階)

《直通》099-216-1384 《市役所代表》099-224-1111 内線 3445、3446

※「本籍の変更について（お知らせ）」につきましては、市民課戸籍係《直通》099-216-1220までお尋ねください。

※住所の「方書」の修正及び削除等の手続きにつきましては、市民課窓口第一係《直通》099-216-1221までお尋ねください。